

**令和5年度東川町一般会計決算における
引上げ分地方消費税収の使途の明確化について**

平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率（国・地方）については、平成26年4月から8%へ引上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引上げられました。その後、令和元年10月1日には8%から10%へ引き上げられ、地方消費税率は1.7%から2.2%へと変更されました。

東川町では、引上げ分の地方消費税収を国の指示に基づき、社会保障施策に要する経費に充当しましたので報告いたします。

■令和5年度引上げ分地方消費税交付金（決算額） 121,471千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道 支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会 福祉費	社会福祉事業	1,024,999	397,768		48,859	91,102	487,270
	児童福祉事業	222,038	133,278		6,131	19,735	62,894
衛生費	保健衛生事業	119,653	12,431		52,589	10,635	43,998